

「障害のある人への配慮の好事例」を募集します

三田市では、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合う共生社会を実現するために「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例（略称：三田市障害者共生条例）」を制定しました。

三田市障害者共生条例では、障害のある人に対する「合理的配慮の提供」を市民すべての人に求めており、障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合や、意思表示がなくても配慮が必要と認識した場合には、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除いたり、それぞれの障害の状態に合わせた工夫や方法を変えたりすることが求められています。

そこで、障害のある人の困りごとを身近に感じ、一人ひとりができることを共に考えるための資料となる事例集を作成するために、障害のある人が、日常生活や社会生活で直面する障害を理由とする困りごとに対し、「合理的配慮」があって嬉しかったことや助かったこと、また、配慮として良かったことや喜ばれたことの事例を募集します。

寄せられた事例は広く市民と共有し、障害のある人への理解向上や合理的配慮の提供の推進のための参考にいたします。

●募集対象

三田市内にお住まいの方、または三田市内に通勤・通学・通所している方

●募集期間

特にありません

令和3年2月1日（月）から3月1日（月）は募集強化期間です。

●応募用紙設置場所

市役所（障害福祉課）、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター、各市民センター（有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、広野市民センター、ふれあいと創造の里、藍市民センター、フラワータウン市民センター、ウッドタウン市民センター、さんだ市民センター）また、応募用紙などの音声CDがありますので、必要な場合は、障害福祉課へお問い合わせください。

●応募方法

応募用紙にご記入のうえ、下記提出先へ直接持参、郵送、ファクスまたはEメールにて提出してください。応募用紙に記載することが難しい場合は、市職員が聞き取りをします（手話による聞き取りも可能です）。

三田市福祉共生部共生社会推進室障害福祉課

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

電話：079-559-5075 ファクス：079-562-1294

Eメール：syogai_u@city.sanda.lg.jp

●留意事項

- ・事例の内容は、どのような場面（場所）であったかがわかるよう、できるだけ具体的にお書きください。ただし、個人が特定される情報（住所、氏名など）は書かないようにしてください。
- ・お寄せいただいた事例は、個人を特定する情報を除いて、市ホームページに掲載するなど障害理解のための啓発に活用します。
- ・言葉の意味や内容がわからない場合は、家族や周りの人に相談してみてください。または、障害福祉課にお問い合わせください。

障害を理由とする困りごとは、

障害者総合相談窓口きいてネット へご相談ください。

電話：079-559-5205 ファクス：079-559-5214

「これは差別では」「合理的配慮とは」などの相談に対応します。